

Tetra21システム保守契約のご案内

■ 保守契約によるサポートサービス内容

- ・**Tetra21**最新システムへのバージョンアップ（更新用プログラム及び資料の提供／年1回）
- ・**Tetra21**の操作方法に関するお問い合わせへの対応（電話・電子メールによる受付、回答）
- ・**Tetra21**に関する運用の不具合や、オペレーションシステム入替などに対するご相談
※ コンピュータ本体、周辺機器、ネットワーク機器などハードウェアの不具合対応は含みません。
- ・**Tetra21**システムインストールCDの再提供（破損、紛失時など）
- ・**Tetra21**操作説明書等 最新電子データ版の提供（契約ユーザが希望する場合）

■ 保守契約加入の流れ

- (1) 新たに**Tetra21**を導入された場合、**Tetra21**サーバをインストールした日から6ヶ月間に限り、無償で保守サポートサービスいたします。
※ 無償の保守サポートサービスは、運用までの試行期間として捉えたサービス対応です。
※ 既保守契約ユーザは、**Tetra21**システムを新規導入される事業所が個別に保守契約される場合に限りです。
- (2) 上記の6ヶ月間無償保守サポートの終了までに、**Tetra21**システム保守契約（有償）の申し込みをしていただきます。
- (3) 弊社より**Tetra21**システム保守料金の御見積書を提出いたします。
- (4) **Tetra21**システム保守契約書を取り交わします。

■ 保守契約の開始

- ・無償保守サポートサービスは6ヶ月間で終了させていただき、7ヶ月目からは保守契約をされたユーザのみ保守サポートサービスを継続いたします。
- ・早期に保守契約の申し込みをされた場合でも、契約日とは関係なく7ヶ月目から契約に基づく保守サポートサービスを開始いたします。
- ・**Tetra21**システム保守契約は1年毎の自動更新といたします。
※ **Tetra21**システム保守契約の更新を希望されない場合は、契約満了月の2ヶ月前までにメールまたは書面にてお申し出ください。

■ 保守料金の算出基準（年間）

Tetra21プログラム製品価格の4% + エンジニアリング費用「システムの設計および設定費用」の9%

- ※ 上記の方法で算出した金額が10万円未満の場合でも、**Tetra21**システム年間保守料金の下限を10万円とさせていただきます。
- ※ 操作やQAに対する窓口担当者ならびに、ヘルプセンター等の設置をされる場合の料金は別途ご相談させていただきます。
- ※ 既保守契約ユーザが追加導入された場合、次回の保守更新日までは従前の保守料金を据え置き、次回更新日に料金の見直しをさせていただきます。

■ 保守料金の支払い方法

- ・現金一括支払い（年払い） 保守契約満了時に請求書を送付いたしますので1ヶ月以内にお支払いください。

■ 保守契約に加入されない場合

- ・保守契約に未加入の場合はスポットサービス（有償）での対応となります。
- ・お問い合わせは、電子メールに限り受け付けさせていただきます。
- ・電話でのお問い合わせは受け付けしかねます。
※ 保守契約加入のユーザとお問い合わせが重なった場合には、対応優先順位が低くなりますので予めご了承ください。

□ スポットサービス料金の目安（お問い合わせ1案件につき、半日の場合3万円程度）

※ 案件の問題解決ならびに結論がでるまでの延べ対応時間により、スポットサービス料金を算出してご請求させていただきます。

□ プログラムバージョンアップ料金（プログラムの契約ライセンス分必要になります）

- ・**Tetra21**サーバプログラム…………… 製品価格の50%
- ・**Tetra21**クライアントプログラムおよびオブションプログラム… 製品価格の40%

2023年 9月21日 制定

株式会社 日本オープンシステムズ
建設システム事業部

Tetra21システム保守契約書の記載条項

第 1 条（保守の委託）

甲は、本システムの正常な運用を維持するため、第3条に定める保守を乙に委託し、乙はこれを受託します。

第 2 条（有効期間）

本契約の有効期間は、頭書記載のとおりとします。
但し、期間満了 2 ヶ月前までに、甲または乙より相手方に書面にて別段の申し出がないときは、本契約は 1 年間更新されるものとし、以後同様とします。

第 3 条（本件保守の範囲）

本契約に基づき乙が行う保守（以下『本件保守』といいます）の範囲は次の各号のとおりとします。
（1）Tetra21 最新システムへのバージョンアップ（更新用プログラム及び資料の提供／年 1 回）
（2）Tetra21 の操作方法に関するお問い合わせへの対応（電話・電子メールによる受付、回答）
（3）Tetra21 に関する運用の不具合や、オペレーションシステム入替などに対するご相談（コンピュータハードウェアおよび周辺機器ならびにネットワーク環境関連は含みません）
（4）Tetra21 システムインストール C D の再提供（破損、紛失時など）
（5）Tetra21 操作説明書等 最新電子データ版の提供（甲が希望する場合）
2. 乙は誠意を持って本件保守を行います。甲のハードウェアに起因する等の乙の責によらずして生じた甲の損失に対して乙はその責を負わないものとします。

第 4 条（受付ならびに保守時間帯）

本件保守は、乙の営業日の就業時間帯に行われるものとします。
但し、祝日および乙の休業日（夏季休暇、年末年始休暇、全社研修日等）を除きます。

第 5 条（有償対応）

次の各号に定める事項は、本件保守の範囲に含まれないものとし、これを行う必要が生じた場合には、甲乙間で協議し実施時期、別途料金（日当及び出張費実費）を決定した上で乙が当該作業を行います。
（1）本システムの正常な運用状態を維持するための本システム及びデータの点検、調整、バージョンアップ等の作業（予防保守）
（2）本システムの契約の内容との不適合（以下『契約不適合』といいます）以外で発生した本システム不具合の修復作業（緊急修理保守）
（3）本システム設置場所の移設および撤去に関する作業ならびに立会い
（4）本システムの機能追加、印字書式の設定作業、種々のデータ入力作業
（5）天災、地変 その他乙の責に帰すことのできない事由により本システムに生じた不具合の修復作業

第 6 条（保守料金）

甲は、本件保守履行の対価として頭書記載の保守料金を乙に支払うものとします。
2. 前項にかかわらず、甲の都合による中途解約については、乙は保守料金を返済しないものとします。

第 7 条（保守料金の変更）

甲および乙は、甲の本システムの追加導入等により保守料金を見直す必要が生じた場合には、次回の契約更新時に保守料金を見直すものとします。
2. 経済情勢の急激な変化等により、保守料金が相当でないと思われる場合には、甲乙協議の上保守料金を変更できるものとします。

第 8 条（保守要員）

本件保守は、乙または乙の指定するサービス機関の技術員のみによってこれを行い、その他の機関によって実施された場合、乙はその責任を負わないものとします。

第 9 条（甲の負担する費用）

本件保守に要する費用のうち次の各号に定めるものについては、甲の負担とします。
（1）電力料および通信費
（2）調整用消耗品および記録媒体
（3）本件保守を行うため技術員が鉄道、航空機等の交通機関を使用または宿泊する必要がある場合には、その交通費、宿泊費および作業人件費

第10条（支払）

乙は、本契約の開始時及び更新時に頭書記載の保守料金および消費税額を甲に請求するものとし、甲は次項に定める方法で当該請求額を乙に支払うものとします。
2. 甲は、乙の請求書受領月の翌末日までに、現金で乙に一括振込をもって支払うものとし、契約更新時の支払いも同様とします。
第5条に定める別途料金ならびに消費税については、乙は当該料金または費用に係る作業が完了した月の末日までに甲に請求するものとし、甲は請求月の翌末日までに現金で当該請求額を支払うものとします。

第11条（据付場所の整備）

甲は、乙が指定する本システム動作環境条件（コンピュータ装置の入力電源、温湿度、塵埃、振動、電界および磁界）設置条件を、本システムの据付場所において常に整備、維持するものとします。

第12条（責任の制限）

乙は、本件保守の実施に関して契約不適合があった場合は、その契約不適合の治癒のために必要な本件保守を繰り返し実施するものとします。
2. 本件保守の実施に関する契約不適合に伴い本システムに不具合を生じた場合、乙は本システムの修復並びにデータ復旧を行い、本システムの正常運用が可能な状態に復旧します。
3. 前二項に基づく本件保守の繰り返し実施、および本システムの復旧は、本件保守の実施に関する契約不適合について乙が甲に負う責任の全てであって、乙は、当該契約不適合により甲に生じた損害については何ら責任を負わないものとします。但し、当該契約不適合が乙の故意または重過失による場合には、この限りではないものとします。

第13条（秘密保持）

甲および乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上その他の秘密を、本契約の有効期間中のみならずその終了後も第三者に漏洩しないものとします。
但し、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りではないものとします。
（1）知り得た時点で、既に公知であったもの
（2）知り得た時点で、既に保有していたもの
（3）知り得た後に、自らの責めによらず公知となったもの
（4）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの

第14条（解除）

甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合には、何らの催告を要せず本契約を解除することができるものとします。
（1）本契約の条項に違反したとき
（2）差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受けたとき
（3）会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申立てられ、または自ら民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産の申立てをしたとき
（4）自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
（5）営業の廃止または解散の決議をしたとき

第15条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、相手方に対し、本契約締結時において、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 甲および乙は、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本契約を解除することができるものとします。
3. 甲または乙が、前項の規定により、本契約を解除した場合には、これによる相手方の損害を賠償する責を負わないものとします。
4. 第2項の規定により甲または乙が本契約を解除した場合において、相手方は解除者に生じた損害について賠償する責を負うものとします。

第16条（協議）

本契約に定めのない事項、本契約に疑義の生じた事項および本契約の変更については甲乙間で別途協議のうえこれを決定します。

第17条（合意管轄）

本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。